

## まぐろ類の資源管理の推進

政策提言先 水産庁

### 政策提言の要旨

- ◎ 中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)で合意された、まぐろ類の資源管理措置を守るとともに、なお一層の管理強化について、関係国に対し、引き続き強く働きかけるよう提言いたします。

### 【政策提言の具体的内容】

- ・ WCPFCで合意された現行の管理措置である、まき網漁船の人工集魚装置(FADs)付き操業の禁止期間等が確実に実行されているか検証するよう提言します。
- ・ また、大型まき網漁船の隻数制限など一層の管理強化について、関係国に対し引き続き強く働きかけるよう提言いたします。

### 【政策提言の理由】

- ・ 本県の遠洋近海まぐろはえ縄漁業は、WCPFCにおいて合意されたためばち漁獲量の3割削減を受け、10隻の減船を行いました。現在も19トン型まぐろはえ縄漁船を主体に約100隻が中西部太平洋で操業し、重要な漁業に位置づけられています。
- ・ 一方、中西部太平洋においては外国の大型まき網漁船の増加が進み、漁獲圧力の増大や小型魚の混獲など、まぐろ類資源に与える影響が懸念されています。
- ・ そのため国は、平成22年12月のWCPFC第7回年次会合において、大型まき網漁船の増隻抑制措置を追加提案しましたが、残念ながら採択には至りませんでした。
- ・ 本県をはじめ、我が国の遠洋近海まぐろはえ縄漁業が将来にわたって経営を維持するためには、WCPFCにおいて適切な管理措置が採択されるよう、関係国に対して引き続き強く働きかけていくことが必要です。